

練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱

平成25年4月26日
24練福高第3894号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）区内在勤の介護支援専門員を東京都主任介護支援専門員研修（以下「当該研修」という。）に推薦する基準を定めることにより、介護保険サービスや他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携、他の介護支援専門員に対する助言・指導力の向上等区全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする。

(受講希望者の推薦)

第2条 当該研修の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）で、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱（平成18年8月22日18福保高介第373号）に定める受講要件のうち、勤務要件、研修要件および実務経験要件を満たした者（介護保険法施行規則に規定された主任介護支援専門員に準ずるものとして地域包括支援センターに配属されている者を除く。）の中から、次条および第4条に定める基準に該当した上で、つぎに掲げる資質を有する者として区長が認めた者を東京都へ推薦する。

- (1) 地域において介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導および助言を行うことができる者
- (2) 地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集および発信ならびに事業所および職種間の調整を行うことができる者
- (3) 事業所における適正な人事・経営管理ができ、かつ、利用者の視点にたってフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案を行うことができる者

(受講希望者の所属する事業所の要件)

第3条 受講希望者の所属する事業所等について、区や東京都が実施する実地指導等の結果に特に問題がないこと、および当該指導等が終結していること。

2 前年度に区が実施した集団指導に参加していること。

(受講希望者の推薦基準)

第4条 受講希望者は、つぎの各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 当該研修の実施主体である東京都が定める時点において、区内の事業所に勤務し、かつ区内において常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して2年（24か月）以上あること。
- (2) 地域包括支援センターまたは関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあること。
- (3) 地域包括支援センターまたは関係機関が主催する研修会、事例検討会もしくは

ネットワークづくりを目的とした地域連携会議や情報交換会に積極的に参加していること。

(4) 当該研修終了後、1年間は引き続き区内で介護支援専門員として実務に従事する予定があること。

2 前項に規定する要件を満たしたうえで、つぎの各号のいずれかの要件に該当していること。

(1) 地域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上および地域ネットワークの構築を目的とした勉強会や研修、事例検討会等を過去1年間の間に複数回以上企画または実施していること。

(2) 東京都内の在宅介護支援センターまたは地域包括支援センターにおいて、2年以上相談業務を勤めた経験があること、または現に相談業務を勤めていること。

3 前2項に定める推薦基準に該当する者は、別紙に定めるとおり、受講生推薦依頼書および同意書によりその該当要件を明示するとともにその根拠となる書類を提出するものとする。

(審査)

第5条 区長は、別に定める提出書類のほか、東京都が指定する提出書類等を確認の上、受講希望者の考え方、資質等を第2条の規定に基づき審査するものとする。この場合において、審査上必要となった書類等について、追加でその提出を求めることができるものとする。

(当該研修終了後の協力)

第6条 受講希望者および当該受講希望者が当該研修終了後に勤務をする事業所は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、主任介護支援専門員として名簿登録された場合は、つぎに掲げる事項について協力することとし、別表に定める受講生推薦依頼書および同意書を提出するものとする。

(1) 区市町村が行う事業に派遣依頼があった場合には協力をすること。

(2) 地域包括支援センターからの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。

(3) 当該事業所のみならず区全体のケアマネジメントの質の向上、地域ネットワークの構築に資するため、介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を積極的に担うこと。

付 則 (平成25年4月26日24練福高発第3894号)

この要綱は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。